

TS CUBIC PiTaPa 会員特約

第1条(総則)

本特約は、株式会社スルッとKANSAI(以下「スルッと」という)およびトヨタファイナンス株式会社(以下「当社」という)の両社(以下「両社」という)が提携して発行する「TS CUBIC PiTaPa」(以下「本カード」という)の基本的事項について定めるものです。

第2条(用語の定義)

本特約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。本特約に定めのない用語については、両社所定の会員規約におけるのと同様の意味を有します。

- (1) 「指定本人会員」とは、当社所定の会員規約に定める本人会員のうち、PiTaPa 会員規約および本特約(以下「規約等」という)を承認のうえ、両社所定の方法で本カードの発行の申込を行い、両社が適当と認めた方
- (2) 「親カード」とは、当社所定のクレジットカードのうち、指定本人会員が本カード利用代金の支払方法として、予め指定するクレジットカード
- (3) 「TS CUBIC PiTaPa 会員」とは、以下の各号のいずれかに該当する方をいいます。
指定本人会員
親カードの家族会員または指定本人会員の家族のうち、規約等を承認のうえ指定本人会員の同意を得て両社所定の方法で、本カードの申込を行い、両社が適当と認めた方(以下「TS CUBIC PiTaPa 家族会員」という)

第3条(本カードの貸与と取扱)

1. 両社は TS CUBIC PiTaPa 会員に対して、本カードを発行し、貸与します。
2. 本カードの所有権は両社に属します。
3. 本カード裏面に印字された TS CUBIC PiTaPa 会員本人以外は利用できません。

第4条(TS CUBIC PiTaPa 家族会員等)

1. 指定本人会員は、TS CUBIC PiTaPa 家族会員に対し、自己に代わって本カードを利用する一切の権限(以下「本代理権」という)を授与します。なお、指定本人会員は、TS CUBIC PiTaPa 家族会員に対する本代理権の授与について、撤回、取消または無効等の消滅事由がある場合は、第 10 条所定の方法により家族会員による本カード利用の中止を申し出るものとします。指定本人会員は、この申出以前に本代理権が消滅したことを、両社に対して主張することはできません。
2. 本代理権の授与に基づき、TS CUBIC PiTaPa 家族会員の本カード利用はすべて指定本人会員の代理人としての利用となり、当該本カードの利用に基づく一切の支払債務は本会員に帰属し、TS CUBIC PiTaPa 家族会員はこれを負担しないものとします。また、指定本人会員は、自ら PiTaPa 会員規約および本特約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって TS CUBIC PiTaPa 家族会員に規約等を遵守させる義務を負うものとし、TS CUBIC PiTaPa 家族会員が規約等に違反した場合には、両社に対し、連帯して責任を負うものとします。

第5条(両社のサービス等の利用)

1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が提供する機能およびサービスを受ける場合、本規約等または各々が別途定める方法により利用するものとします。
(ア) スルッとが提供する PiTaPa 機能および付帯サービス。

- (イ) 当社が提供する付帯サービス。
2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。

第6条(年会費等)

会員は、本規約等に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第7条(TS CUBIC PiTaPa 利用に関する会員請求)

1. 会員は、PiTaPa 会員規約に基づく立替払いによりスルッと指定する提携会社(三井住友カード株式会社)が取得する会員への債権について、当社が立替払いを行うことを、予め承諾するものとします。
2. 会員が本カード利用により支払うべき一切の債務は、当社が親カードの会員規約に基づき、一括して請求するものとし、会員は、クレジットカード会員規約に定める支払期日に支払うものとします。ただし、当社が前項で立替払いを認めない債権については、スルッと指定する提携会社(三井住友カード株式会社)からPiTaPa会員規約に基づき請求されることがあります。

第8条(TS CUBIC PiTaPa利用に関する支払い)

指定本人会員は、本カードの利用代金を、親カードの会員規約の定めるところに従い、親カードの利用代金と合算して支払うものとします。

第9条(支払金等の充当順位)

会員の当社に対する債務の支払が、本特約、親カードの会員規約およびその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務の全額に満たない場合は、支払金の債務への充当は、当社所定の順序・方法により行うものとします。

第10条(本カードの利用中止)

1. TS CUBIC PiTaPa 会員は、本カードの利用を中止する場合、貸与されている本カードを返却するとともに、両社所定の手続を行うものとします。
2. 指定本人会員が親カードを退会する場合は、TS CUBIC PiTaPa 会員の本カードも自動的に利用中止となるものとします。
3. TS CUBIC PiTaPa 会員は、前二項により、スルッとに退会を申し出たものとします。

第11条(支払額の通知および残高承認)

1. 当社は、第8条に規定する会員の毎月の支払額を請求するときは、予め利用代金明細および利用残高が記載された書面を指定本人会員の届出住所宛に送付する等の方法により、支払額を通知するものとします。
2. 指定本人会員の申出があり当社が認めた場合は、前項の書面を会員の勤務先等、届出住所以外の場所に送付することもあります。ただし、この場合でも支払遅滞時の請求等当社が必要と認める郵便物については指定本人会員の届出住所宛に送付されることについてTS CUBIC PiTaPa 会員は異議ないものとします。
3. 指定本人会員が第1項の通知を受けた後、1週間以内に異議の申立がない場合は、利用明細の内容、利用残高その他当該通知を受けた内容を承認したものとみなします。

第12条(バリュー残高の返金と未払い債権への補填)

1. 第14条により本カードを再製・再発行した場合または第15条により本カードを更新した場合、スルッとに代わり当社が本カードのバリュー残高を親カードの会員規約に定める支払口座へ返金するものとします。ただし、当該返金月以

降に当社より請求すべき金額がある場合にはその請求金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの現物が無いと返金に応じることができません。

2. 指定本人会員が期限の利益を喪失した場合、当社は指定本人会員の承諾なしに、本カードのバリュー残高を立替払い金相当額および未決済ご利用額等に充当することができるものとします。バリュー残高がかかる相当額および未決済ご利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を前項と同様の方法で返金するものとします。
3. 指定本人会員が利用を中止した場合等スルッとが適当または必要と認めた場合には、スルッとに代わり当社が指定本人会員に対して所定のバリュー払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻手数料は本カードのバリュー残高と相殺できるものとします。バリュー残高がバリュー払戻手数料を上回る場合は、差額を前二項と同様の方法で返金するものとします。

第 13 条(本カード利用に係る商品の所有権)

TS CUBIC PiTaPa 会員は、PiTaPa 会員規約に基づき購入した商品の所有権が、第7条により当社がスルッとに指定する提携会社(三井住友カード株式会社)に立替払いを行うことにより、当該提携会社(三井住友カード株式会社)から当社に移転し、当該商品にかかる支払金を完済するまで当社において留保されることに同意するものとします。

第 14 条(カードの再発行)

カードの紛失、盗難、毀損、滅失等の場合には、両社が適当と認めた場合に限り、カードを再発行します。この場合、指定本人会員は、両社所定のカード再発行手数料を両社所定の方法で支払うものとします。

第 15 条(本カードの有効期限)

1. 本カードの有効期限は両社が指定するものとし、カード券面に表示した月の末日までとします。
2. 両社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなく、かつ両社が引続き TS CUBIC PiTaPa 会員として適当と認めた TS CUBIC PiTaPa 会員に対して、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を送付します。
3. TS CUBIC PiTaPa 会員は、更新カードの送付を受けたときは、両社が特に指示した場合を除き、従前のカードを利用期限到来の有無にかかわらず、TS CUBIC PiTaPa 会員の責任において、切断する等利用不能の状態にして処分しなければならないものとします。

第 16 条(本カードの紛失・盗難等)

本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、親カードの会員規約の第 15 条(カードの紛失・盗難等)を準用するものとし、同上による保険の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

第 17 条(利用停止措置)

TS CUBIC PiTaPa 会員が本特約、PiTaPa 会員規約または親カードの会員規約に違反した場合、本カードの利用状況が適当でない場合等における TS CUBIC PiTaPa の利用停止および返還もしくは回収の措置については、親カードの会員規約第 19 条(会員資格の喪失およびカードの利用停止)を準用するものとします。

第 18 条(届出事項の変更)

1. TS CUBIC PiTaPa 会員は、当社に届出た住所・氏名・電話番号等もしくは親カードの会員番号に変更が生じた場合は、遅滞なく、当社所定の方法により届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために当社から当社所定の手段により送る通知が到達しなかった場合でも、通常到達すべきとき

に到達したものとみなします。

3. TS CUBIC PiTaPa 会員に対する通知書その他の送付書類は、指定本人会員の届出住所宛に発送するものとします。

第 19 条(規約等の変更・承認)

規約等が改定され、その改定内容が TS CUBIC PiTaPa 会員に通知または公表された後に、TS CUBIC PiTaPa 会員が本カードを利用したときには、TS CUBIC PiTaPa 会員はその改定を承認したものとみなします。

第 20 条(会員規約・特約の適用)

本特約に定めのない事項については、両社の各々会員規約が適用されるものとします。

- 個人情報の収集・利用の同意に関する規定 -

第 21 条(個人情報の収集、保有、利用、預託)

TS CUBIC PiTaPa 会員および本カードの利用の申込(以下「本申込」という)を行われた方(以下併せて「TS CUBIC PiTaPa 会員等」という)は、当社が自己の個人情報(本項(1)に定めるものをいう)につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

- (1) 本カードの機能、付帯サービス等の提供のために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という)を収集、利用すること。

属性情報

TS CUBIC PiTaPa 会員等が入会申込時等に届け出た TS CUBIC PiTaPa 会員等の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、その他連絡先、メールアドレス

契約情報

申込日、入会日、入会店舗、有効期限等の契約内容に関する情報

取引情報

本カードの利用件数、利用金額、購入商品・利用サービスの種類区分、利用一般加盟店の業種区分等の本カード利用の概況に関する情報

支払情報

本カードに関する TS CUBIC PiTaPa 会員の利用残高

- (2) 以下の目的のために、個人情報を利用すること。ただし、TS CUBIC PiTaPa 会員等が本号に記載する個人情報の利用について当社に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。

当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取り扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること

当社のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発および営業活動のため

提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、市場調査および営業活動のため

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ等に記載し、お知らせしております。トヨタファイナンス <http://www.toyota-finance.co.jp/>

- (3) 本規定に基づく業務を当社が他の企業に委託する場合、当社は、当該委託業務の処理に必要な範囲で、個人情報の保護措置を講じたうえで TS CUBIC PiTaPa 会員等の個人情報を預託します。

第 22 条(個人情報の開示、訂正、削除)

1. TS CUBIC PiTaPa 会員等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。なお、開示を求める場合には、第 24 条記載の窓口に連絡して下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類手数料等)の詳細についてお答えします。
2. 前項の場合、TS CUBIC PiTaPa 会員等は本人であることを証明するための書類(自動車運転免許証、パスポート等)を提示する等、開示請求先所定の手続に従うとともに、開示請求先所定の手数料を負担します。
3. 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 23 条(個人情報の取り扱いに関する不同意)

1. 当社は、TS CUBIC PiTaPa 会員等が本申込に必要な記載事項を記載できない場合、または第 21 条乃至第 23 条に定める個人情報の取り扱いについて承認できない場合は、本申込を断ることや、本カードの利用停止手続きをとることがあります。ただし、第 21 条第 1 項(2)に記載する個人情報の利用について同意しないことを理由に当社が本申込を断ることや、利用停止手続きをとることはありません。
2. TS CUBIC PiTaPa 会員等が、第 21 条第 1 項(2)に同意しない場合、当社は当該すべての利用を行わないものとします。ただし、ご利用明細書送付の際の同封物についてはこの限りではありません。
3. 前項に該当する場合、当該利用目的に関連して TS CUBIC PiTaPa 会員に提供されるサービスの全部または一部を受けられないことについて、TS CUBIC PiTaPa 会員は予め了承します。

第 24 条(個人情報に関するお問合わせ先)

宣伝印刷物の送付等の中止および個人情報の開示・訂正・削除の請求について、その他 TS CUBIC PiTaPa 会員等の個人情報に関するお問合わせ先・ご意見は、下記の両社お客様相談室までお願いします。

<トヨタファイナンスお客様相談室>

[住 所 等] 〒451-6014 名古屋市西区牛島町 6-1 名古屋ルーセントタワー

[東 京] TEL 03-5617-2533 [名古屋] TEL 052-239-2533

<PiTaPa お客様相談室>

[住 所 等] 〒542-0081 大阪市中央区南船場 3-11-18 郵政福祉心斎橋ビル8階 TEL 06-6258-0777

第 25 条(契約不成立時およびカードの利用中止等の場合)

当社が本申込を承認しない場合および第 10 条および第 17 条に定める本カードの利用中止、利用停止の場合も、第 21 条に定めるところ(ただし、第 21 条第 1 項(2)に定めるところを除く)および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第 26 条(個人情報の相互利用に関する同意等)

1. TS CUBIC PiTaPa 会員等は、両社が本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。
 - (ア) 本カードの申込書に記載された情報、および各々の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった会員等の情報。
 - (イ) 本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。

(ウ) 本カードの申込により発行されるカードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。

(エ) 会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。

(オ) 会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。

2. 両社は、TS CUBIC PiTaPa 会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、親カードの会員規約および規約等の定めにより取り扱うものとします。
3. TS CUBIC PiTaPa 会員等は、スルッとが PiTaPa 会員規約第 3 部個人情報に関する条項の定めに従い PiTaPa 会員等の個人情報を取得、利用することに予め同意します。なお、第 41 条(個人信用情報機関への登録・利用)の適用はありません。